

○組織改正に伴う人事発令に関する訓令

(平成 18 年 3 月 29 日香川県警察本部訓令第 12 号)

組織改正に伴う人事発令に関する訓令を次のように定める。

組織改正に伴う人事発令に関する訓令

- 1 平成 18 年 3 月 31 日において、係長又は主任専門官の職にある警察官のうち、職員の給与に関する条例（昭和 26 年香川県条例第 5 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する公安職給料表による 7 級の職務の級にあるものは、同年 4 月 1 日を発令日付とする人事記録に関する規則（昭和 27 年香川県人事委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項に規定する人事異動通知書（以下「人事異動通知書」という。）を別に発せられない限り、同日付けをもって兼ねて上席専門官を命ぜられたものとする。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日において巡査部長の階級にある警察官及び上級主査又は主査の職にある職員は、同年 4 月 1 日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付をもってそれぞれ主任を命ぜられたものとする。
- 3 平成 18 年 3 月 31 日において巡査長の職にある警察官は、同年 4 月 1 日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付をもって兼ねて専門員を命ぜられたものとする。
- 4 平成 18 年 3 月 31 日において巡査の階級にある警察官（巡査長の職にある者を除く。）は、同年 4 月 1 日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付をもって係員を命ぜられたものとする。
- 5 平成 18 年 3 月 31 日において主任主席主事又は主任主席技師の職にある職員は、同年 4 月 1 日を発令日付とする人事異動通知書を別に発せられない限り、同日付をもってそれぞれ主席主事又は主席技師を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。